

# くみあいニュース

山口大学教職員組合（2015年5月25日）

第155号（2014年度・第12号）／電話：083-933-5034・メール：[fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp](mailto:fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp)

昨年夏の集団的自衛権行使容認閣議決定、さらにはこれに基づく「安保関連法案」閣議決定・国会上程と、日本の将来を大きく変えてしまう動きへの危惧の声が広がりつつあります。そうした中、国立大学に対しては財政誘導を背景に国歌（君が代）斉唱を強制しかねない動きが起きています。今号ではこうした日本と大学の将来に関わる問題についての特集としました。



## 全大教、文科省の国旗・国歌要請に抗議声明（4/22）

国会質疑（参議院予算委員会：4/9）の中で安倍総理大臣が「税金によって賄われているということに鑑みれば新教育基本法の方針にのっとって正しく実施されるべき」と、下村文科大臣が大学に国旗掲揚・国歌斉唱について適切な対応が取られるよう要請したい」と答弁し、翌4月10日の記者会見でも同様の発言を繰り返したことに對して、全大教は4月22日、「政府の国旗・国歌『要請』方針に抗議するとともに学長・国立大学協会は自律的判断にもとづく行動をすることを求める」とする全大教執行委員会声明を発しました。

声明は、「税金投入」「教育基本法の規定」「国旗国歌法」等を根拠とした一連の発言に對して、「大学の自主的・民主的運営保障」の観点等からこれを批判した上で、事実上の強制に及ぶ可能性がある文科省要請に對して国大協が毅然とした態度をとることを求めるとともに、各大学執行部に良識ある判断を行うことをよびかけています。

この他4月22日には岡山弁護士会の会長声明が発表されました（下記URL参照）

[http://okaben.or.jp/news/index.php?c=topics\\_view&pk=1429840585](http://okaben.or.jp/news/index.php?c=topics_view&pk=1429840585)

さらに、著名21氏等のよびかけで「学問の自由を考える会」が発足し、4月28日に「国旗・国歌に関する国立大学への要請に反対する声明：blog.tatsuru.com/2015/04/28\_1921.php（4面掲載）」を公表し、ウェブ署名への賛同を呼びかけています。

山口大学教職員組合はこうした一連の声明に賛同するとともに、大学執行部に對しても、文部科学省からの「要請」があったとしても安易に受け入れることなく自主的かつ良識ある判断を行うことを期待するものです。

\*\*\*\*\*

## 東大・京大など全国12大学は今なお式典での国旗掲揚せず、一方、君が代斉唱は15大学のみ ～目立つ「旧官立」の拙速（金沢・岡山・広島・熊本等）

なお、今回の文科省調査の結果によると、2015年実施の卒業式・入学式において今なお12大学が式典での日の丸掲揚を行っていません。具体的には、東京・京都・名古屋・九州と福島・信州・和歌山等の地方総合大学等となっています。

その一方で、文科省の要請さえないにも関わらず既に入学生・卒業生に君が代斉唱を強いている大学が15もあることが明らかになっています。その中で、千葉・金沢・新潟・岡山・広島・熊本の6大学はいわゆる「旧官立11大学」に属する大学であり、「旧七帝」とされる内の主要4大学が国旗掲揚にも応じていないことと比べた時、学問の自由・大学の自治を守るのか、それとも他に先んじて国の意向を先取りした対応に踏み込むのかという点で大きな違いが表れていると言えます。

\*\*\*\*\*

\*組合員・教職員の方々におかれては、この問題に對する「一言」「ご意見」などをお寄せ下さい。いただいたご意見については適宜くみあいニュース等で紹介させていただきます。なお、学内の法律専門家のお一人からご意見が寄せられましたので、紹介いたします（2面参照）。



## 国旗・国歌の強制について

国旗・国歌の「強制」の波がよいよ大学にまで押し寄せてきた。

4月9日の参院予算委員会で、入学式や卒業式での国旗掲揚と国歌斉唱について、首相が「教育基本法の方針にのっとって正しく実施されるべき」と答弁したことを受け、文科省が各国立大学に対し、その実施を「要請」していくのだと言う。

首相の言う「教育基本法の方針」は、教育目標を列挙した2条5号の「伝統と文化を尊重」の部分に念頭に置いたものだと思うが、同条は冒頭で「学問の自由」の尊重を謳い、2号で「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」としている。又、7条2項では、大学の自主性・自律性を尊重するとしている。

だからこそ、あからさまに「強制」とは言わず、「要請」と言って各大学の自主的な判断に委ねる格好をとっているのだろうが、そもそも「要請」すること自体、筋違いである。なぜなら、1999年制定の国旗・国歌法は何ら義務的内容を含んでおらず、国旗や国歌に対する態度は個人の自由に委ねられるべきものだからである。

多様な価値観に触れて「深く真理を探究する」(教基法7条1項)場である大学において特定の思想を押しつけることは憲法の本質に反すると言わざるを得ない。

松原幸恵 (教育学部・憲法)



## 「戦争法案(安全保障法制整備)」閣議決定(5/14)⇒国会提出(5/15)

安倍内閣は5月11日の自民・公明による与党協議会での安全保障法制整備関連法案内容合意を受けて、同法案を5月14日に閣議決定、5月15日に国会へ提出しました。

この法案が成立すれば、もともと憲法9条のもとでは存在できないはずの自衛隊が、地理的な制約も非戦闘地域という制約もなしに武器弾薬の輸送・提供を含めて他国の軍隊へのあらゆる軍事支援が可能となってしまいます。しかも、日本が直接武力攻撃を受けていなくても、「日本と密接な関係にある他国」への武力攻撃が起きた場合でも政府の判断で海外での武力行使が可能となります。

まさに、「いつでも、どこでも、どんなことでも切れ目なく」できる「軍隊」となり、「殺し殺される」国家となる危険性があります。

安倍内閣総理大臣は閣議決定後の記者会見で、あるうことが「日本と世界の平和と安全を守り抜くために平和安全法制を閣議決定した」と述べ、さらに、「アメリカの戦争に巻き込まれることは絶対にない」「日本が攻撃を受ける可能性はいっそうなくなっていく」「海外派兵が一般に許されないという従来からの原則も変わらない」「いずれの活動においても武力の行使は決して行わない」等とこの法案の本質と目指すところを180度ねじ曲げる発言に終始しました。

憲法9条の「不戦の誓い」があったからこそ、戦後70年戦闘によってはただ一人の死者も出してこなかった自衛隊が大きく変質し、日本が「殺し殺される国」に成りかねないこの法案を多数の力で押し通すことなどあってはならないことです。「二度と戦争をしない」と誓った憲法9条を守り、「戦争立法」を廃案とさせることができるか否かが問われているのではないのでしょうか。



## 安倍晋三首相、「ポツダム宣言」を詳らかに読んでいない?～国会党首討論(5/20)

5月20日に行われた国会での「党首討論」で、岡田克也民主党党首が「自衛隊の活動範囲が広がりリスクが高まる」等と質したのに対し、安倍首相は「外国の領土に上陸して戦闘行為を目的に武力行使することはない」「戦闘行為が行われれば、退避、中止が機動的にできるようにしている」等と、法案の危険性を糊塗する答弁に終始しました。さらに、志位和夫日本共産党党首が、ポツダム宣言とカイロ宣言を引用しながら「(太平洋戦争が)間違った戦争、侵略戦争」であるとの認識に対する見解を求めたことに対して「私はポツダム宣言のその部分を詳らかによんだことがありませんのでこの場でお答えすることはできませんが」と、「戦後レジームからの脱却」を唱える一国の首相が、戦後日本の再出発に際して日本が受諾した歴史的な文書をまともに読んでこたえなことを吐露する驚くべき「答弁」を行いました。

**ポツダム宣言** (1945年7月26日、米、英、支三国宣言：8月14日受諾)

六、吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ舉ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス

## \* 法案抜粋

今回の法案は、すでにアメリカ議会で「夏までの成立」を約束したとおり早期成立を図るため、「国際平和支援法（海外派兵恒久法）」とこれまでの派兵・有事法制 10 本の改正を一括法案とした「平和安全保障法」の 2 本とされており、これ自体国会審議軽視の大問題ですが、その中でも特に重要と思われる条文のいくつかを以下に紹介します。

### 「武力攻撃事態法改正案」

#### 第 2 条 四 存立危機事態

我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

(以上、「自衛隊法改正案 第 7 6 条 2) と同一の規定)

### 「自衛隊法改正案」

#### 第 9 5 条の二 (合衆国の軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器使用)

自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊であって自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人または武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法 3 6 条または 3 7 条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

注：刑法抜粋

(正当防衛) 第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防護するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(緊急避難) 第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

～このただし書き規定は現行自衛隊法と同一ですが、それにしても、戦闘中に「正当防衛」か否か、「緊急避難」の範囲か否かを判断する兵士がいるのでしょうか？武器を使いながら「人に危害を与えない」ことがあるのでしょうか？

### 「重要影響事態安全確保法⇔周辺事態安全確保法改正」

第 2 条 3 後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとする。

第 6 条 5 当該後方支援活動を実施している場所またはその近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合または付近の状況等に照らして戦闘行為が予測される場合には、当該後方支援活動の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

以上の条文の意味するところが分かりでしょうか？

もしくは可能と思われますか？



～私たちは本当の平和を望みます～

## 国旗・国歌に関する国立大学への要請に反対する声明

本年4月9日の参議院予算委員会における安倍晋三首相の答弁を機に、文部科学省は国立大学に対して、入学式、卒業式において国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう要請するとされている。これは、日本における学問の自由と大学の自治を揺るがしかねない大きな政策転換であり、看過できない。

そもそも大学は、ヨーロッパにおけるその発祥以来、民族や地域の違いを超えて、人類の普遍的な知識を追究する場として位置付けられてきた。それぞれの国民国家の独自性は尊重されるが、排他的な民族意識につながらないよう慎重さが求められる。現在、日本の大学は世界に開かれたグローバルな大学へと改革を進めているが、政府主導の今回の動きが、そうした方向性に逆行することがあってはならない。

日本近代史を振り返れば、滝川事件、天皇機関説事件、矢内原事件など、大学における研究や学者の言論が、その時代の国家権力や社会の主流派と対立し、抑圧された例は枚挙にいとまがない。その後の歴史は、それらの研究・言論が普遍的な価値にもとづくものであったことを示している。大学が国家権力から距離を置き、独立を保つことは、学問が進展・開花する必要条件である。文部科学省は今回のはたらきかけは要請にすぎないと説明しているが、国立大学法人が運営費交付金に依存する以上、「要請」が圧力となることは明白である。

たしかに教育基本法第二条は、教育目標の一つとして、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する（中略）態度を養う」ことを掲げる。しかし、伝統と文化とは何かを考究すること自体、大学人の使命の一つであり、既存の伝統の問い直しが新しい伝統を生み、時の権力への抵抗が国家の暴走や国策の誤りを食い止めることも多い。教育基本法第七条が「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」とするゆえんである。政府の権力、権威に基づいて国旗国歌を強制することは、知の自律性を否定し、大学の役割を根底から損なうことにつながる。

以上の理由から、我々は、大学に対する国旗国歌に関する要請を撤回するよう、文部科学省に求める。

2015年4月28日

学問の自由を考える会

呼びかけ人（4月28日現在21人）

広田照幸（日本大学・教育学・本会代表）、内田樹（神戸女学院大学名誉教授・哲学）、佐藤学（学習院大学・教育学）、本田由紀（東京大学・教育社会学）、米田俊彦（お茶の水女子大学・教育史）、木村元（一橋大学・教育史）、加藤陽子（東京大学・日本近代史）、樋口陽一（東京大学名誉教授・憲法学）、池内了（名古屋大学・宇宙物理学）、石川健治（東京大学・憲法学）、毛利透（京都大学・憲法学）、蟻川恒正（日本大学法科大学院・憲法学）、中島岳志（北海道大学・政治学）、山口二郎（法政大学・政治学）、杉田敦（法政大学・政治学）、川本隆史（国際基督教大学・社会倫理学）、平川克美（立教大学・経営学）、石川康宏（神戸女学院大学・経済学）、平尾剛（神戸親和女子大学・身体論）、森まゆみ（作家）、斎藤美奈子（文芸評論家）



<ご紹介> 第5回ゆだのまち夜のオリエンテーリング（山口民主商工会企画）

★日時：6月3日（水）夜7時受付～9時半

☆集合：湯田温泉観光案内所

★参加チケット：3千円（当日3千5百円）1時間半で3店舗を楽しめます。

☆問い合わせ先：山口民商（083-923-1719）

